

一般社団法人山形県薬剤師会会員規程

平成 23 年 5 月 29 日制定

平成 24 年 5 月 27 日一部改正

平成 29 年 6 月 4 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人山形県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、本会の会員の構成並びに入会及び退会の手続き等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続き等)

第 2 条 本会の正会員として入会しようとする者は、別記様式第 1 号の入会申込書に必要事項を記入し、別に定める会費等を添えて、山形県内に所在する地域の薬剤師会（以下「地区薬剤師会」という。）を経由して、会長に提出しなければならない。

2 本会の賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、別に定める会費を添えて、会長に提出しなければならない。

3 第 1 項の申込者は、所定の方法により公益社団法人日本薬剤師会（以下「日本薬剤師会」という。）に入会手続きを行うものとする。

4 会長は、第 1 項及び第 2 項の申込者に対して、理事会で別表の入会基準に基づき入会の可否を決定し、その結果を別記様式第 2 号により通知するものとする。

5 名誉会員の推挙については、予め本人の意向を確認した上で、理事会で決議するものとする。

(正会員の種別)

第 3 条 定款第 5 条に規定する正会員の種別は、次のとおりとする。

正会員 A	保険薬局の管理薬剤師
正会員 B	保険薬局以外の業態の管理薬剤師
正会員 C	正会員 A 及び正会員 B 以外の薬剤師

(会員名簿)

第 4 条 入会者については、会員の種別ごとに、別に定める会員名簿に登録するものとする。

2 会員は、入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、速やかに別記様式第 3 号による変更届を本会に提出しなければならない。

(退会手続き等)

第 5 条 定款第 9 条に規定する退会届は、別記様式第 4 号によるものとする。

2 定款第 11 条の規定により会員資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

(委任)

第 6 条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議をもって処理する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附 則（平成 23 年 5 月 29 日制定）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 27 日一部改正）

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 4 日一部改正）

この改正は、平成 29 年 6 月 4 日から施行する。

別表

会員種別	入 会 基 準
正 会 員	① 薬剤師の免許を取得していること。 ② 薬事関係法規に違反した者の場合は、処分が終了していること。 ③ 本会の会員として除名された者の場合は、除名の処分を受けた日から 5 年以上経過していること。 ④ 地区薬剤師会及び日本薬剤師会の正会員であること（入会申込者を含む。）。
賛助会員	① 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し、入会を希望する個人及び企業・団体であること。